

審 査 基 準 整 理 票

処分名	被保険者証の交付		
根拠法令名	介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）	（条項）第 2 6 条第 1 項	
基準法令名			
所管部署	健康福祉部 介護保険課		
標準処理期間	即日（窓口交付の場合）	法定処理期間	—

参 考

【根拠法令】

介護保険法施行規則

（被保険者証の交付）

第二十六条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び法第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。

2 ～ 3 略

【参考法令】

介護保険法

（被保険者）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。